

## 「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>これを見る限り、プラス改定のように、民間の方との格差がますます広がるのではないのでしょうか。</p> <p>賃金水準も後退しているのですし、民間基準・正規非正規ひっくるめた賃金水準現状で判断してもらいたいです。</p>	<p>共済年金の年金額は、0.7%のマイナス改定となり、厚生年金の年金額の改定率と同率となっております。</p> <p>なお、年金額の改定については、厚生年金と同様の算定方法に則り算定されることとされております。</p>